

川口の農業だより

令和2年1月 No.91



農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を
1月14日から開始します。(2面に詳細)



編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を開始します

農業委員の募集概要

- 募集人数** 12人
- 任期** 令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間
- 身分** 川口市非常勤特別職職員
- 報酬** 月額 50,800円 (会長及び会長職務代理は別途報酬となります)

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席し、議案等の審議を行います。また、担当地区の議案については、現地調査及び聞き取り調査を行います。

農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

申し込みができる者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

評価方法及び任命

川口市農業委員候補者評価委員会において、提出された応募書類等をもとに評価します。その後、市議会の同意を得て、令和2年7月20日に市長が任命します。

農地利用最適化推進委員の募集概要

- 募集人数** 2人
- 区域** 市内全域
- 任期** 令和2年7月20日以降の農業委員会から委嘱された日から令和5年7月19日までの3年間
- 身分** 川口市非常勤特別職職員
- 報酬** 日給 9,800円 能率報酬として遊休農地解消1件につき50,000円

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席します。

農業委員と連携し、農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

※具体的な活動は、月10日以上(最大15日)、1日に6時間(内休憩1時間)事務局に出勤し、農地所有者宅へ訪問し意向調査及び川口市農地情報登録制度の利活用促進を行います。また、遊休農地発見及び解消のため現地確認や調査等の現場活動を行います。必要な場合は、書類や図面の整理を行います。

申し込みができる者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者。

選考方法及び委嘱

農業委員会の会議において、提出された応募書類等をもとに選考し、農業委員会が委嘱します。

共通事項

申し込みができない者

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 何らかの公職に就いており関係法令により兼職が禁止されている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

応募方法

応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法の2通りがあります。

募集期間

令和2年1月14日(火) 午前8時30分から令和2年2月21日(金) 午後5時15分までに川口市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。郵送される場合は2月21日(金) 必着です。

問い合わせ・提出先

川口市農業委員会事務局 (市役所本庁舎4階)
〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214

市民農園について

市内には以下の市民農園があります。市民のみなさんに農に触れる機会を提供しています。

農協が管理している市民農園

見沼ふれあい農園	差間 1266-1 他
赤芝ふれあい農園	赤芝新田 298-1 他
道合ふれあい農園	道合 381 他
安行ふれあい農園	安行小山 432-1 他
八幡木ふれあい農園	八幡木 3-12-18 他

農地所有者が管理している市民農園

中村農園	南鳩ヶ谷 3-10-11
アースウインドファーム	行衛 636 他
戸塚ファーム	戸塚 4824-1
ベジファーム川口	差間 383-1 他
シェア畑川口	安行領根岸 3058-1 他

特定都市農地貸付け(※1)を活用し開設している市民農園

シェア畑 蕨イーストファーム	芝中田 1-21-1 他
----------------	--------------

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」などの農地の貸借に関する法整備が進んだことで、市街化調整区域内の農地や相続税納税猶予を受けている生産緑地でも、市民農園を開設できる場合があります。遊休農地の解消にも活用できますので、ご検討ください。

※1 特定都市農地貸付け

この制度により、所有者から生産緑地を借りて市民農園を開設することができます。なお、相続税納税猶予を受けている生産緑地でも貸借できる場合があります。

農地の貸借について

農地法に基づく貸借以外にも、個人間で農地を貸借できる方法があります。

○生産緑地の場合

・「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、農地を貸借できる場合があります。

○市街化調整区域内の農地の場合

- ・「農業経営基盤強化促進法」により利用権を設定することで農地を貸借することができます。
- ・川口市農地情報登録制度(川口市農地バンク制度)では、貸したい農地を登録していただくことで、借りたかたとのマッチングのお手伝いを行っています。

どのような方法で農地を貸借するかにより、申請方法や作成書類が異なります。市への事業計画の提出や農業委員会の決定が必要な場合などがありますので、川口市農政課や農業委員会にご相談ください。

農業委員会研修会を開催します

農地の保全策として、市内具体的事例を研究し、農地の減少を抑える1つの活用策として理解を深めていただくことを目的に研修会を開催しますので、関心のあるかたはぜひご参加ください。

テーマ	「生産緑地の今後の活用策について」
日時	令和2年2月5日(水) 午後2時から午後4時まで
会場	川口緑化センター3階 会議室(川口市安行領家844-2)
定員	50人(先着順事前申込制) お申し込み 川口市農業委員会事務局 農地係 電話 048-258-7922
対象	・川口市内に農地を所有するかた ・農業に従事するかた

生産緑地制度について

令和2年度分の生産緑地の新規受付を令和2年1月から6月の間で行います。

指定要件等の詳細については、みどり課までお問い合わせください。

※新規での指定は従来どおり、30年間農地として適正に管理することが義務付けられます。

参考：指定地区数482地区 面積123.99ha(令和元年11月現在)

生産緑地制度についての問い合わせ先 みどり課保全係 電話 048-242-5721

第28回 緑と大地の豊年まつり開催

1月2日(土)から3日(日)の二日間にわたり、川口市農家組合連絡協議会主催の第28回緑と大地の豊年まつりが川口市営植物取引センター及び川口緑化センター(樹里安)で開催され、市内外からの多くの来場者で賑わいました。

会場内では、花・植木・盆栽や収穫されたばかりの地元野菜が販売されたほか、各種模擬店や歌謡ショー等のステージイベントが行われるとともに、豊年ラッキー抽選会が行われました。

新鮮野菜の直売には朝から長い行列ができました。米30kgや地元野菜詰め合わせが当たる豊年ラッキー抽選会も大勢のかたに参加していただき、大盛況のうちに終了しました。

農業災害発生時の報告のお願い

台風・降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに、川口市農政課へ、被害状況の報告をお願いします。報告された情報は災害復旧の対策に役立てられるとともに、国及び地方公共団体による支援等を受けられる場合があります。

なお、被害報告は、被害状況(施設の場合は構造(パイプ、鉄骨等)、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等)を口付が分かるように撮影するなど記録を残していただくとともに、可能な限り、日頃の施設等の状況につきましても記録に残していただけますようお願いします。

農政課農政係 電話 048-259-9020

掛け金の安いタイプの収入保険ができました

収入保険は、災害や不作のため保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんするのが基本のタイプです。令和2年からは、これに加えて、補償の下限(70%・60%・50%)を選択することにより保険料を安くして加入できるタイプができました。

*基本タイプ

基準収入1,000万円の場合、保険料7万8千円、積立金22万5千円、付加保険料2万2千円で、最大810万円の補てんが受けられます。収入がゼロになったときは810万円の補てんが受けられます。

*基準収入の60%までの額の9割を上限にするタイプ

基準収入1,000万円の場合、保険料6万2千円、積立金22万5千円、付加保険料2万1千円で、最大270万円の補てんが受けられます。ただし、600万円を下回った分の補てんはありません。

上の2つのタイプで保険料は1万7千円の違いがあります。また、被害がなければ翌年の積立金の支払いは必要ありません。

加入条件や詳しいことは、お近くの埼玉県農業共済組合にお問い合わせください。

電話 048-645-2141

農業者年金に加入しましょう

◎農業に従事するかたの老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんなかたが加入できます。(①②③の要件をすべて満たすかた)

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満のかた

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(加入後、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は、月々2万円から6万7千円までで、いつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となります。

問い合わせ先 独立行政法人農業者年金基金 電話 03-3502-3199

